

大会決議

○東日本大震災では、石油業界は一致団結して安定供給に努め、分散・自立型エネルギーである石油の重要性が再認識されました。エネルギー基本計画において、石油は重要なエネルギーと位置付けられたところです。今後、南海トラフ地震や首都直下地震への備えは喫緊の課題であり、石油の安定供給確保は国の命運を左右する最重要課題です。

○石油には既に6兆円を超える税負担がある上、来年4月には、地球温暖化対策税の引上げ、再来年4月には、消費税の10%への引上げが予定され、タックス・オン・タックスは、3,400億円にも達します。その解消が必要である中、これ以上の増税は、消費者負担の増大と、サプライチェーンの疲弊、SS過疎問題の拡大をもたらす安定供給を困難にすることが懸念されます。

○政府では、森林吸収源対策の財源等について、新たな仕組みを検討する中で、地球温暖化対策税の使途拡大等の動きがありますが、地球温暖化対策税は、エネルギー起源CO2排出抑制対策の財源確保のために創設されたものであり、その税収は、全額、燃料対策・省エネ対策等に充当すべきです。地球温暖化対策税に限らず、石油関係税収を地方財源への転用を含め、地方の温暖化対策や森林吸収源対策に充当することには反対です。

○また、近年、天然ガス自動車や電気自動車等、燃料の多様化が進んでいます。こうした燃料は課税対象となっておらず、ガソリン車やディーゼル車との課税の公平性を著しく欠いていると言わざるを得ません。道路の維持・補修等の社会的費用は、自動車ユーザーが公平に負担すべきであり、なかでも天然ガス自動車は、既に4万台を超えており、欧米では課税となっている等の実態を踏まえ、速やかに課税すべきです。電気自動車についても、将来的な公平な負担の観点から、課税方法を早急に検討すべきです。

○一方、ガソリン税等の本則税率に上乗せして課税している旧暫定税率相当分は、既に、道路特定財源制度は廃止されており、課税根拠を失っています。自動車ユーザーの負担軽減のためにも、直ちに廃止すべきです。それが難しければ、段階的廃止等を行うべきです。

○ついでには、石油をめぐる現下の厳しい情勢をふまえ、石油業界の総意として、消費者の負担軽減を目指して、政府・国会に対して、

これ以上、国民に負担をかけるな！

①森林対策等に地球温暖化対策税を充当するのは絶対反対！

②自動車用燃料等の課税公平性の実現！

③ガソリン税・軽油引取税の旧暫定税率の廃止！

を要望し、その実現を強力に求めるものであります。

以上、決議いたします。

平成27年11月12日

石油連盟

会長 木村 康

全国石油商業組合連合会

会長 関 正 夫

全国石油政治連盟

会長 森 洋